こども輝くまちこうふ
こどもの学びを応援します！！

就学援助制度の対象者を拡大※1しました。

就学援助制度ってなに？

小中学生のお子さんがいるご家庭のうち、収入要件を満たす※2世帯に、
学用品費や学校給食費、修学旅行費など就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

令和5年度から、**収入審査方法を変更**※1しました。
小中学生のお子さんがいるご家庭であれば、どなたでもお申込みできます。（援助を受けるには収入審査あり※2）
あなたも***就学援助制度***の対象となるかもしれません。

※1　課税対象とならない手当及び年金については、収入に含めません。

※2　収入のめやすは、「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。

Q1　一度認定されたら卒業まで認定され続けますか？

A1　毎年度必ず申請が必要です。

Q2　就学援助で援助されたお金は返すの？

A2　貸付ではないので返済は不要です。

Q3　所得制限の目安を知りたい！

A3　ご自身の世帯の所得がわからない場合は、お気軽にお問い合わせください。（詳細については「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。）

子どもたちの楽しい学校生活のためにぜひ申請を！！

援助の一例

学用品費

新入学学用品費

学校給食費

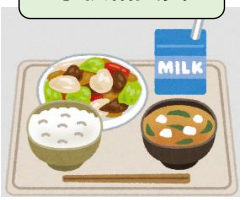

実際に喫食した分の給食費を援助します

校外学習費（修学旅行、社会科見学等）

～就学援助費の申請から受給まで～

1　お知らせの配布

毎年４月に「就学援助制度のお知らせ」と「申請書」が学校を通じて配布されます。

2　申請手続き

「就学援助申請書（兼世帯票）」を記入し、学校または学事課へ提出します。

3　審査・認定結果の通知

認定基準に基づき審査を行い、結果の通知書が届きます。

4　就学援助費の支給

認定となった場合、就学援助費が支給されます。（援助の内容により異なります。）

お問い合わせ先　甲府市教育委員会　学事課　☎055-223-7322